

加西市水道事業給水条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は加西市水道事業給水条例（昭和42年加西市条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置)

第2条 給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者（以下「管理者」という。）の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(受水槽の設置)

第3条 一時に多量の水を使用する箇所、その他管理者が必要と認めた箇所には受水槽を設置しなければならない。

(利害関係人の承諾書等の提出)

第4条 工事申込者は条例第7条第4項の規定により次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするときは、給水装置の所有者の承諾書
- (2) 他人の土地を通過して給水装置を設置しようとするときは、土地所有者の承諾書
- (3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の承諾書又は申込人の誓約書

(設計の審査)

第5条 条例第7条第2項の規定により指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が設計審査を受けようとするときは、設計書、図面及び品名、寸法、規格等を記載した使用材料表を添えて申込まなければならない。

- 2 管理者は必要と認めるときは受水槽以下の装置についても設計図その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 設計を変更し、又は工事を取消したときは直ちに管理者に届け出でなければならない。

(竣工検査)

第6条 条例第7条第2項の規定による工事が竣工したときは、指定工事事業者は速やかに届け出て、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の立会いのうえ、管理者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、管理者が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しないと認めるときは、期日を指定して指定工業者に改修を命ずるものとする。

3 前項の場合において、指定工業者が改修し、改めて管理者の検査を受け適合すると認められるまでの間、当該工事に係る給水を開始しないものとする。

（工事費の算出基礎）

第7条 条例第9条第3項に規定する工事費の算出基礎は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 材料費については、管理者の定める材料単価表
- （2） 労力費については、各工種別工率及び賃金表
- （3） 道路復旧費については、道路管理者が定める道路復旧工事単価表
- （4） 間接経費については、管理者が定める間接経費割当表

（工事費の予納の期限）

第8条 条例第10条に規定する工事費の予納の期限は、管理者が工事費の概算額を通知した日から7日以内とし、期限内に納入されないときは、その工事の申込を取消したものとみなす。

（工事費の後納）

第9条 条例第10条第1項ただし書の規定により工事費の概算額を予納する必要がないと認める工事（ただし、補償工事のときは、その契約額の7割以内の金額を指定期日までに予納しなければならない。）は次のとおりとする。

- （1） 官公署、その他公共用施設の工事
- （2） 設計変更による簡単な追加工事、及び応急工事

2 同条第2項に規定する工事費の概算額の精算により過不足があるときは、還付し又は追徴する。

（工事費を分納できる者の範囲）

第10条 条例第11条の規定により工事費の概算額を分納できる者は、次のとおりとし、分納期間は6カ月以内とする。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
- （2） 管理者が全額を予納する負担に耐えないと認められた者

（工事の保証期間）

第11条 市が施行した給水装置の工事（修繕を含む）で竣工後2年以内にその給水装置が破損したときは、市の費用で修繕する。

2 指定工業者の施行した給水装置で検査合格後2年以内に破損したときは、指定工業者は管

理者の指定する期日までに自費で修繕しなければならない。

- 3 前2項の場合において、その破損が不可抗力、又は給水装置の使用者の故意、若しくは過失によるときは、前項の規定は適用しない。

(撤去材料の処分)

第12条 条例第14条の規定により給水装置に変更を加えたため取除いた既設給水装置の材料は、市の所有に帰することができる。

(メーターの設置場所)

第13条 給水装置の所有者又は使用者は水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するに必要な次の各号に掲げる適当な場所を提供しなければならない。

- (1) メーターの使用水量の計量及び取替が容易であること。
- (2) 乾燥して汚水が入り難いこと。

(保管者の義務)

第14条 メーターの貸与を受けた者（以下「保管者」という。）はメーターの使用水量の計量、若しくは取替えの障害となり、又はメーターの機能を害するような物品を置き、工作物を設けてはならない。

- 2 保管者が前項の保管義務を怠つたときは、管理者は直ちに原状回復、位置の変更その他必要な処置を行ない、その費用は当該保管者から徴収する。

(届出義務者)

第15条 条例第21条第1項及び第2項の各号の一に該当する場合の届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 水道の使用を休止するとき。 使用者
- (2) 水道の使用をやめるとき。 所有者
- (3) 用途の変更をするとき。 使用者
- (4) 私設消火栓を使用するとき。 同
- (5) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。 同
- (6) 給水装置の所有者に変更があつたとき。 新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付するときは新所有者
- (7) 消防用として水道を使用したとき。 使用者
- (8) 管理人に変更があつたとき。 新旧管理人
- (9) 管理人の住所に変更があつたとき。 管理人

(私設消火栓の封かん)

第16条 私設消火栓の封かんは、条例第22条第1項の規定に該当する場合のほか破封してはならない。

2 私設消火栓は、管理者が封かんするものとする。

(無料修繕)

第17条 条例第23条第2項ただし書に規定する修繕に要した費用を徴収しない場合は、市の配水管から量水器までの漏水で管理者の認めた修繕とする。

(給水装置及び水質の検査)

第18条 条例第24条第2項の規定により検査の実費額を徴収する場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 給水装置の機能については、通常の検査以外の検査を行なうとき。

(2) 水質については、飲料の適否に関する検査以外の検査を行なうとき。

2 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

(用途の適用基準)

第19条 条例第26条第2項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

| 種別 | 適用基準 |
|-------|--|
| 家庭用 | 一般住宅において日常の生活の用に供するもの |
| 業務用 | 家庭用、公会堂用、湯屋用、臨時用、共用家庭用の用に供するもの以外のもの |
| 公会堂用 | 区所有のもので、公会堂、神社（社務所を除く）、仏閣（非住のもの）、墓地及び公園等公共の用に供するもの |
| 湯屋用 | 一般の公衆浴場営業用に使用するもの |
| 臨時用 | 工事その他一時的に使用するもの |
| 共用家庭用 | 2戸以上の一般家庭において、1個のメーターを共用して日常の生活の用に供するもの |

(用途の認定)

第19条の2 管理者は、給水装置工事竣工後又は用途の変更申請後第1回目の使用水量の計量までに、用途を前条の適用基準に準じて認定しなければならない。

2 用途の異なる2種以上の用途に水道を使用するときは、管理者は、使用の実態を考慮して区分した見積量を算出し、その見積量の大きなる方を用途として認定しなければならない。

(使用水量の端数計算)

第20条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付け、又は取りはずしをした場合の端数は1立方メートルとして計算する。

(料金の改正)

第21条 料金の算定に異動があつたときは、その異動が判明した時点で精算する。ただし、使用者の同意を得たときは、次回以降の料金徴収で精算できる。

(使用水量の認定)

第22条 条例第28条の規定により使用水量を認定する場合の方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異状があつたとき、又は使用水量が不明のときは、前6カ月間若しくは、前年同一期間の使用水量により算定した使用水量

(2) 共用給水装置により水道を使用するとき又は1のメーターで2以上の専用若しくは共用給水装置により水道を使用するときは、入居可能戸数が各戸均等とみなした使用水量

2 前項各号以外の方法により、使用水量を見積ることができる事情がある場合は、これを考慮することができる。

(給水の休止)

第23条 管理者は、使用者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に限り、給水を休止することができる。

(1) 漏水、もしくは水道の使用が無いと見込まれる場合

(2) その他市長が認める場合

2 前項の規定により給水を休止した場合は、使用料を免除する。

(料金等の領収印)

第24条 集金の方法で徴収する料金その他の納入金に対する領収書は、企業出納員又は現金取扱員の領収印があるものに限り有効とする。

(給水停止の方法)

第25条 条例第38条及び第39条に定める給水の停止は、直結止水栓若しくは甲止水栓を閉止し、メーターを取りはずすことによつて行う。

2 給水を停止する場合は、あらかじめ、使用者にこれを通知するものとする。

3 第1項に規定する停水処分のため給水装置の使用者又は所有者に対し損害を及ぼすことがあつても、市はその責を負わないものとする。

4 第1項及び第3項の規定は、条例第40条の処分の場合についても準用する。

(給水停止の解除に要する費用)

第26条 前条の規定による給水の停止を解除する場合において、その解除に要する費用を徴収することができる。

(給水装置廃止の方法)

第27条 水道の使用をやめようとする者は、条例第21条第1号の規定により管理者に届け出るとともに、配水管との連絡を切り離し、その者の所有に帰する給水装置を全て除去しなければならない。ただし、管理者が認めたときは、メーターを取りはずし、直結止水栓若しくは甲止水栓の閉止をもつて、給水装置の除去に替えることができる。

2 前項に要する費用は、所有者の負担とする。

3 第1項の規定により給水装置の所有者又は使用者に対し損害を及ぼすことがあつても、市はその責を負わないものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検)

第28条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年8月1日から適用する。

2 この規則施行の際、現になされた承認、検査その他の処分、又は申込、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則(昭和45年12月23日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年1月1日から適用する。

附 則(昭和53年4月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年2月25日規則第1号）

この規則は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日規則第16号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月1日規則第24号）

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月27日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年3月1日から適用する。

附 則（平成19年11月27日規則第23号）

この附則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日規則第8号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。